

北方領土返還要求運動岩手県民会議規約

(名称)

第1条 本会は、北方領土返還要求運動岩手県民会議という。

(組織)

第2条 本会は、北方領土返還運動の趣旨に賛同する団体等をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、我が国固有の領土である北方領土の返還の実現を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北方領土返還運動に関して随時連絡協議し、各種の情報、資料などの交換を行う。
- (2) 必要に応じて、返還運動の協力提携を図り、啓発キャラバン、署名、陳情請願運動など、返還を促進させるための活動を行う。
- (3) 参加団体等の協力を得て、県民大会などを開催するほか、県内各地において研修会、講演会、地方集会などを開催する。
- (4) その他、目的達成のため必要な事業を行う。

(総会)

第5条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 3名

2 本会を代表する会長は、県議会議長の職にある者が就任し、本会の業務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(役員を選任)

第7条 本会の役員を選任は、総会において行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長がこれを招集する。

(顧問)

第10条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

(専決処分)

第11条 会長は、総会を招集するいとまのないとき、または軽易な事項について、専決処分をすることができる。

2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会に報告し、承認を得なければならない。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を盛岡市内丸10番1号に置く。

(会費)

第13条 本会の参加団体は、会費として年額一口(5,000円)以上を納入する。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金等をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第16条 この規約に定める以外の必要な事項は、役員会においてこれを定める。

附 則

この規約は、昭和54年9月8日から施行する。

昭和62年6月7日一部改正

平成元年8月25日 //

平成3年6月25日 //

平成4年7月9日 //